

①分 野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	②意見・要望提出者	(社) 日本船主協会
③項 目	危険物積載船の入港及び荷役に際しての危険物貨物の荷役許容量等の見直し		
④意見・要望 等の内容	危険物の荷役許容量は、日本海難防止協会の委員会で検討され、1974年に「危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について」(保警安第66号)において定められたものであり、今日までの貨物のコンテナ化、船舶の大型化、危険物規則の度重なる発展的改正、危険物を収容する容器の進化等を勘案し、現行の規制内容を見直すべきである。 危険物積載船は国際的には危険物船舶運送及び貯蔵規則(危規則)の基となっているIMDGコードに基づく安全対策を実施し諸外国の港に入港しているが、日本に寄港を予定している船舶については、港則法に基づく上記通達により危険物積載量が制限されることとなる。船舶の安全性が危規則及びSOLAS条約等の国際規則に基づき確保されている以上、現行の規則の緩和または簡素化について検討願いたい。		
⑤関係法令	港則法第22条 港則法第23条第1項	⑥共管	なし
⑦制度の概要	危険物を積載した船舶は、特定港においては、港長の停泊場所の指定及び危険物荷役の許可を受けなければならない。 なお、「危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について」(昭和49年4月2日保警安第66号)において、危険物貨物の数量制限(停泊・荷役許容量)は、港長が危険物積載船舶の停泊場所の指定及び危険物荷役の許可を行う際の基準として、あらかじめ岸壁ごとに定められている。 ※ 危険物の荷役許容量については、日本海難防止協会に設置された船主、荷主等の関係者からなる委員会において検討され、関係者の合意の下設定されたものである。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☐措置済・措置予定 (実施(予定)時期： ☒検討中 ☐措置困難 ☐その他		
(説明) 危険物積載船の入港及び荷役については、現在、許容量を超えるものは安全対策等を詳細に検討し、個別に対応しているが、昨今のコンテナ荷役の安全性の向上等について調査を行い、現在、許容量の緩和の可能性について検討を行っているところである。 危規則は、船舶が危険物を運搬及び貯蔵することに伴う危険を防止する観点から、当該船舶に係る危険物の積み付け方法等を規定したものであるのに対し、港則法に基づく危険物積載船荷役規制等は、港内において危険物積載船舶が危険物を漏洩させたり、爆発したときに船舶交通に与える影響等を勘案し、危険を防止するための荷役体制等の危険防止対策及び危険が発生した場合の措置を想定し、危険物荷役場所及びその荷役許容量を規制するものと考えている。			
⑩担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776		

①分 野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	②意見・要望提出者	(社) 日本船主協会 (社) 経済団体連合会
③項 目	危険物積載船の夜間入港・荷役制限の緩和		
④意見・要望 等の内容	夜間は、昼間と同様の安全性が得られ難いことから、火薬類（IMO Class 1）の夜間荷役および同貨物を積載した船舶の夜間入港が制限されているが、コンテナバースにおいては危険物積載の有無にかかわらず夜間荷役作業の安全性確保のための必要な照度を確保している。 また、適切な航行管制の実施、曳船等の港湾施設の改善等の状況を見ると、昼夜の安全性に格段の相違は認めがたく、実態に合わせた緩和を検討すべきである。		
⑤関係法令	港則法第 6 条 港則法第 2 3 条第 1 項	⑥共管	なし
⑦制度の概要	総トン数 500 トン以上の船舶（関門港若松区においては総トン数 300 トン以上）は、夜間（日没から日出までの間）特定の港（函館、京浜、大阪、神戸、関門、長崎、佐世保）に入港する場合、又は、船舶は特定港において危険物の荷役を行う場合には、港長の許可を受けなければならない。 なお、「危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について」（昭和 49 年 4 月 2 日保警安第 66 号）により、火薬類（IMO Class 1）積載コンテナ船の夜間荷役については、禁止している。		
⑧計画等における記載	【規制緩和推進 3 ヶ年計画（再改定）の 5(6)③⑦】 特定港における夜間入港制限については、安全な航行に支障がない船舶に対し、包括許可制度（一度港長の許可を受ければ一定期間入港の度に許可を受けなくても済む制度）を導入する。 火薬類（コンテナ貨物）の夜間荷役の可能性について所要の検討を行う。		
⑨状 況	☒措置済・措置予定 ☒検討中 ☐措置困難 ☐その他 （実施（予定）時期：平成 12 年度）		
（説明） 夜間入港については、水先人が乗り組む等により安全であると確認できる船舶に対し、包括許可制度（一度港長の許可を受ければ一定期間入港の度に許可を受けなくても済む制度）を導入することにより許可手続の簡素化・弾力化を平成 12 年度内に実施することとした。 夜間荷役については、夜間は周囲の状況を把握しにくく、荷役全般にわたり昼間荷役と同等の安全性が得られ難いことから、発災時に大きな被害をもたらす危険物である火薬類について夜間荷役を禁止しているところであるが、このうちコンテナ貨物については、昨今のコンテナ荷役の安全性の向上等について調査を行い、火薬類（コンテナ貨物）の夜間荷役の可能性について検討を行っているところである。			
⑩担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 （連絡先） 03-3591-2776		

①分 野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	②意見・要望提出者	(社) 日本船主協会
③項 目	危険物積載船の荷役終了後棧橋でのレーダーの試運転許可		
④意見・要望 等の内容	港則法に基づく危険物荷役許可申請に対する許可基準において、原油タンカー及びLNG/LPG船等に対し、着棧中の本船レーダーの使用が禁止されており、本船の荷役終了後においても、着棧中のレーダーの試運転ができず、船員法第8条に基づく発航前の検査が困難な状況である。勿論、荷役中のレーダー使用は、防爆性の点から禁止されることは理解できるが、荷役終了後については、ガス等の発生は考えられず、発航前の試運転を許可すべきである。		
⑤関係法令	港則法第23条第1項	⑥共管	なし
⑦制度の概要	船舶が特定港において危険物の荷役を行う場合には、港長の許可を受けなければならない。 なお、引火性危険物の荷役を行うタンカーの荷役許可に際しては、「港長業務実施要領」（昭和49年3月2日保警安第26号）に基づき、着棧中本船のレーダーを使用しないことを条件として付している。		
⑧計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(6)⑧ 荷役以外の着棧状態におけるレーダーの使用制限について、ガス検定等により安全性が確認される場合は制限を緩和する方向で検討を行う。		
⑨状 況	☐措置済・措置予定 ☒検討中 ☐措置困難 ☐その他 (実施(予定)時期:)		
(説明) レーダーの試運転については、引火性危険物の荷役を行うタンカーに対し、荷役に伴う爆発事故の防止対策として、着棧中のレーダーの使用について制限を行ってきた。 当該規制は、荷役時以外の着棧状態においても、荷役に伴い発生した可燃性ガスによる爆発事故の可能性が否定できないことから設けたものであるが、現在、荷役時以外の着棧状態におけるレーダーの使用制限について、ガス検定等により安全性が確認される場合は、制限を緩和する方向で検討を行っているところである。			
⑩担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776		

①分 野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	②意見・要望提出者	(社) 日本船主協会
③項 目	2 万 5 千総トン以上の液化ガスタンカーに対する海上交通安全法に基づく東京湾、伊勢湾への夜間入出域制限の緩和		
④意見・要望等の内容	浦賀水道航路および伊良湖水道航路では航行安全指導によって夜間入出域が制限されている。 岸壁の離着岸時間制限もあり該当船舶は限られていること、また、近年の船舶性能の向上（操縦性、航海設備）、航行管制等による安全性の改善を考慮すると、現在湾口付近で時間調整のために行われているドリフティング等による付近航行船舶の安全航行に与える影響の緩和、物流の効率化につながることから、早急な撤廃が望まれる。		
⑤関係法令	海上交通安全法第 2 3 条	⑥共管	なし
⑦制度の概要	海上保安庁長官は、巨大船等の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船の船長に対し、航行予定時刻の変更等を指示することができることとされている。 なお、「巨大船等の航行に関する通報及び指示に関する事務の取扱いについて」（昭和 4 8 年 6 月 8 日、保警安第 1 1 1 号）により、浦賀水道航路及び伊良湖水道航路においては、危険物積載船で総トン数 5 万トン（積載している危険物が液化ガスである場合にあつては、総トン数 2 万 5 千トン）以上の船舶の夜間航行を禁止している。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☐措置済・措置予定 (実施（予定）時期： ☒検討中 ☐措置困難 ☐その他		
(説明) 浦賀水道航路及び伊良湖水道航路における夜間入出域制限については、夜間は周囲の状況の把握が困難であるため発災時の被害等に鑑み、危険物積載船で総トン数 5 万トン（積載している危険物が液化ガスである場合にあつては、総トン数 2 万 5 千トン）以上の船舶に対し夜間の航行を制限しているところであるが、今後、関係者の意見を踏まえたうえで、当該制限の緩和の可能性について検討することとする。			
⑩担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 （連絡先） 03-3591-2776		

①分 野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	②意見・要望提出者	(社) 日本船主協会
③項 目	瀬戸内海における危険物積載船を除く巨大船に対する航行管制の緩和		
④意見・要望 等の内容	備讃瀬戸東、北、南航路および水島航路等においては、巨大船に対し昼間に航行するよう管制している。浦賀水道航路や伊良湖水道航路では危険物積載船に対してのみ夜間航行制限を実施しており、上記航路においても、その危険性を検証し、航行管制基準の見直しを検討すべきである。		
⑤関係法令	海上交通安全法第23条	⑥共管	なし
⑦制度の概要	海上保安庁長官は、巨大船等の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、当該巨大船の船長に対し、航行予定時刻の変更等を指示することができることとされている。 なお、「巨大船等の航行に関する通報及び指示に関する事務の取扱いについて」（昭和48年6月8日、保警安第111号）により 備讃瀬戸東、宇高東、宇高西、備讃瀬戸北、備讃瀬戸南及び水島の各航路においては、巨大船の夜間航行を禁止している。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期：)		
(説明) 備讃瀬戸東、北、南航路および水島航路等における夜間航行制限については、夜間は周囲の状況の把握が困難であるため発災時の被害等に鑑み、巨大船に対し夜間の航行を制限しているところであるが、今後、関係者の意見を踏まえたうえで、当該規制の緩和の可能性について検討することとする。			
⑩担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776		

【様式】

【 国土交通省 】

①分 野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	②意見・要望提出者	(社) 日本船主協会
③項 目	瀬戸内海に新規立地する危険物基地に係るタンカーの安全対策確約書の廃止		
④意見・要望 等の内容	瀬戸内海に新規に立地する危険物基地に就航する原油、液化ガス及びその他の引火性液体類及び引火性高压ガスを輸送するタンカーは安全対策確約書を作成し、管区の海上保安部署に提出することとされているが、その記載内容については、海上保安庁に提出が義務付けられている入港届及び危険物荷役許可申請、緊急措置手引書等、その他の書式で十分に記載内容が担保されており、廃止が望まれる。		
⑤関係法令	なし	⑥共管	なし
⑦制度の概要	「瀬戸内海における危険物基地の新規立地に対する基本方針について」(昭和55年1月16日保警管第6号・保警企第6号)に基づき、危険物基地に搬入又は搬出するタンカーに対し、安全対策確約書の提出を求めている。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期：)		
(説明) 安全対策確約書については、危険物荷役許可申請書、緊急措置手引書等の書式で記載内容がすべて担保されているものではないことから提出させているところであるが、現在、新規立地する危険物基地に係る安全対策確約書を廃止した場合、安全が確保できるか否かについて関係者等に意見を求め、内容の検討を行っているところである。			
⑩担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776		

【様式】

【 国土交通省 】

①分 野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	②意見・要望提出者	石油化学工業協会
③項 目	危険物船舶荷役時の船間保安距離の緩和		
④意見・要望 等の内容	船間保安距離については、IMO改正への対応により船の全長が長くなった船舶の操船技術も確立し常態化した状況も勘案して、また、荷主、顧客、船社への現場部門より安全確保が確実にできるとの確認を得た、20m（現行30m）へ緩和してほしい。		
⑤関係法令	港則法第23条第1項	⑥共管	なし
⑦制度の概要	危険物を積載した船舶は、特定港においては、港長の危険物荷役の許可を受けなければならない。 なお、「危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について」（昭和49年4月2日保警安第66号）の別紙4「危険物専用岸壁の基準」において、タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁については、荷役船舶から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が十分あることと定められている。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☐措置済・措置予定 (実施（予定）時期： ☒検討中) ☐措置困難 ☐その他		
(説明) タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の船間保安距離については、荷役船舶の大きさ、付近停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、幅そう状況等を勘案し、必要な安全対策を施すことにより適宜増減できるところとしているところであるが、今後、更に当該船間保安距離の緩和について検討することとしている。			
⑩担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 （連絡先）03-3591-2776		